

議員提出議案第1号

現消防体制の組織維持に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則第14条の規定に基づき提出する。

令和元年5月20日提出

提出者	鳥取県東部広域行政管理組合議員	横山	明
	〃	谷口	雅人
	〃	星見	健蔵
	〃	石田	憲太郎
	〃	川上	守
	〃	足立	義明
	〃	伊藤	幾子
	〃	上田	孝春

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 山田延孝様

現消防体制の組織維持に関する意見書

鳥取県においては、現在、今後 10 年程度の将来を見据えた消防体制のあり方などについて、研究会を設置され、「消防指令業務の共同運用」をテーマに検討が進められた。

鳥取県内の消防体制については、昭和 50 年代から 40 年以上にわたり、全国に先駆けて、地勢や生活圏、医療圏等に基づき県内を 3 地域とした広域化が図られ、定着しているところであり、指令業務についても、3 指令センターで地域の実情を把握しながら円滑に運用されている。

消防に関する責任は、消防組織法第 6 条により市町村とされており、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町及び八頭町で鳥取県東部広域行政管理組合を組織し、共同で消防業務を行っているところである。

人口減少や過疎化、高齢化が進展する将来においても、住民の安心安全の観点から、地域に密着した現在の体制は望ましい姿である。

したがって、本議会としては、消防指令業務の共同運用を導入する必要はなく、指令センターを含めた現消防体制の組織維持を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 5 月 20 日

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 山 田 延 孝

鳥取県知事 平 井 伸 治 様